時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千二百六號
明治廿四年十二月八日　火曜日
舊曆辛卯十一月八日（戊辰）
日出 午前六時三十九分
日入 午後四時二十六分
月出 午後零時三十一分
月入 午後十一時十一分
滿潮 午前九時四十五分
滿潮 午後十時十五分
（西曆一千八百九十一年）

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一部二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊

〇[illegible]郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を賑はすより各社同一の記事を掲ぐるもの寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯の如き通信社を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け寄送あらんことを請ふ

時事新報

貯蓄の一良方便

去月十日の本紙雜報欄內に貯蓄印紙と題する一項あり東京の貸金會社が資本金を集むる爲め五錢貯蓄印紙の賣捌を始めたる事を報じたるものにて其仕組の大要は左の如し

市中要所の各藥舖にて代價五錢の貯蓄印紙を賣捌き誰にても一枚以上買求むるものへは之と共に無代價にて帳簿一冊を與へ購買者は其印紙を帳簿の第一紙に張付け置き爾後手元の都合に從ひ幾枚にても其印紙を買求めては之を張付け其張付けたる印紙の數二十枚に達して第一紙面を塞ぐに至り其紙一枚を切離して發行本社に送れば本社は之と引換に金一圓預りの旨を記入したる預り金通帳を交附し其日より定期の利子を拂ふこと通常金一圓の預け金に於けると異ることなし右の印紙を張付けたる帳面の紙は一時に數枚を纏めて本社に送るも妨げなしと雖も一枚の紙に張付けたる印紙の數二十枚に達せざる間は送ることを禁じたり云々

右は歐米に於て疾くより行はるゝ貯金法にして之を引受くる會社は左のみ手數にもあらず又入費を要するにあらず委託するものも亦手元の都合次第僅かの金額にても貯蓄するを得て至極便利なる仕組ありと云ふ貯蓄の必要なるは今更云ふまでもなきことにして[illegible]に我國にて其必要を感じ遞信省の貯金若くは貯蓄銀行の設ありて孰れも相應の繁昌あれども或は手續の面倒なるが爲めに僅かの金を預くること能はず[illegible]遠隔なる地に態々金を持參する等の不便あり[illegible]方便あるを知らざる[illegible]ものに[illegible]益もなき事に遣ひ捨るの常にして殊に其日暮しの貧民はいつも不如意勝なるを以て他日の憂あるを知りながらも唯目前に餓ゆるが爲めに目前に之を費すことなれども若しも最寄にて貯蓄印紙の如きものを買求め之を蓄積すれば何時にても都合次第に現金と引換ゆることを得るのみならず一圓以上に上るときは幾分の利子さへ添へて受取る可しとあれば他日安心の計に此上もなき方便なりとして悅はざる者はなかる可し又一方の印紙發行者に於ても事を手堅くすれば其集まりたる金を運轉利用して相當の利益ある可きことなれば我輩は小民の貯蓄心を促すが爲め又その營業者の利益の爲めに我國にも速に此種の企あらんことを希望する者なり

左れども新に之を計畫せんとするものは相當の信用なかるべからず又假令ひ信用あるにもせよ各地到る處に其印紙賣捌所を設け且處々に取扱の支社を置くには自ら費用を要して始めより滿足なる結果を得ること能はざるべし歐米にては諸商店の片手間に其賣捌を引受け張り付け帳の紙尾へ其商店賣買の品物を廣告するを報酬として別に手數料を受取らざる等費用を省くことゝあれども我國にては未だ左る仕組に及び難き事情もあるべし依て我輩は今の遞信省の貯金事務を擴張して其部內に此法を增し加へては如何んと試に一案を呈する者なり例へば各地の郵便電信局にて貯蓄印紙の事務を取扱ひ郵便切手賣捌所に於て其印紙を賣捌かしむれば新に支社賣捌所を設くるに及ばず僅かの手數を增すのみにて事は行はるべし或は今の郵便切手を貯蓄印紙に代用して苦からずと定むるが如きは至極の便法なれども名實相背く等の非難あらば印紙の事は別に製造するも可なり夫が爲め假令ひ多少の費用を增すとあるも一般公衆の益を爲すとなれば出所に差支ゆるの憂はなかるべし況んや是まで實施したる經驗によれば人々各々保存する一圓以下の印紙代を無利足にて借用すると印紙の紛失遺失あるとにて損得償ふに餘ありと云ふに於てをや唯官府に托すれば鄭重に失して貯蓄者の心を滿足せしむること能はざるの一事なれども今の貯金手續きに比すれば優ること數等にして例へば車夫が其日稼ぎ高の內五錢若くは十錢を貯へんとすれば最寄に於て買求め歸りて家內に之を渡せば家內は之を帳簿に張付けて即ち其金額を貯へ一時欲する事あるも忍んで他日病氣災難の用に供するを得べし要するに遞信省に於て之を實施すれば貯金事務を擴張するに過ぎずして一般人民の益を爲すこと少小ならざるべしと我輩は信じて疑はざるものなり

雜報

出版法案（十一月二十日提出衆議院議案）

提出者　末松謙澄

贊成者
[illegible]　早川龍介　[illegible]　坂田丈平
[illegible]　田中源太郎　成田直衛　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
佐竹義和　依田佐二平　佐々木政乂　元田肇
赤松新右衛門　朝倉親爲　堀獻久　[illegible]
小野隆助　長尾四郎右衛門　佐々木正藏　浮田桂造

出版法改正の理由

本案は現行の出版條例を改正するものとす其重なる事項は第二條第九條に於て雜誌と雖も專ら學術技藝統計廣告の類に關するものは出版法により出版し大に其屆出の手數を省略し第三條に於て屆出の時間を短縮し第八條に於て前條の屆出等を要せざる出版物の種類を增加したるに在り前條の外修正增補の條項多しと雖も凡て當局者當業者の實驗に徵し從來の手續及規定に於て不備遺漏の點を增補修正するに止まる右の外罰例に在りては現今法に比し其權衡を輕減したり

出版法

第一條　凡そ機械舍密其他何等の方法を以てするを問はず文書圖畫を印刷して之を發賣し又は頒布するを出版と云ひ其文書を著述し又は編纂し若くは圖畫を作爲する者を著作者と云ひ發賣頒布を擔當する者を發行者と云ひ印刷を擔當する者を印刷者と云ふ

第二條　新聞紙又は時々に發行する雜誌を除くの外文書圖畫の出版は總て此法律に依るべし但專ら學術技藝統計廣告の類を記載する雜誌は內務大臣の許可を得て此法律に依り出版することを得

第三條　文書圖畫を出版する時は東京に在ては發行三日前（繪畫類に在ては二十四時間）前までに製本二部を添へ內務省に屆出べし其他の府縣に在ては發行三日前（繪畫類に在ては二十四時間前）までに製本一部を管轄廳に納め且つ遲くとも管轄廳に納むると同時に製本二部を添へ內務省に屆出べし

東京を除き其他の府縣に在ては管轄廳に於て前項の納本を受取り知事に於て此法律に觸るゝ所ありと認むるときは十日以內を限り假に其發賣頒布を停止し其由を內務大臣に申告するを得但知事の停止は豫定の期限を過ぐるときは自ら消滅するものとす

第四條　官廳に於て文書圖畫を出版するときは其官廳より發行前製本二部を內務省に送付すべし

第五條　出版屆は著作者又は其相續者及び發行者連印にて之を差出すべし但し非賣品は著作者又は發行者のみにて屆出ることを得

著作者又は其相續者を知る可からざるときは其由を記し發行者より差出すべし

翻刻又は外國人の著作に係る文書圖畫及び他人の作爲に係る書畫の出版屆は其由を記し發行者より差出すべし

學校會社協會等に於て著作の名義を以て出版する文書圖畫は其學校會社等を代表する者發行者と連印して之を屆出べし

第六條　文書圖畫の發行は文書圖畫の販賣を以て營業とする者に限る但し著作者又は其相續者及び第五條第二項第三項の原本所有者は此限にあらず

文書圖畫の發行者は其氏名住所及び發行の年月日を其出版物の末尾に記載すべし

第七條　印刷者文書圖畫を印刷するときは印刷の年月日及び其氏名住所を末尾に記載し住所と印刷所と同じからざるときは印刷所をも記載すべし

印刷所若し數人の共有に係るときは營業上其印刷所を代表する者を以て印刷者とす

前二項の印刷所にして若し營業上慣行の名稱あるときは其名稱をも記載すべし

第八條　書簡通信社則引札諸藝の番付普通の書式ある諸種の用紙證書又は學校會社協會等事務上の報告書の類は第三條第六條第七條に據るを要せず

前項の文書圖畫を印刷して之を頒布し第十五條第十六條第十八條第十九條第二十四條第二十五條に觸るゝ者は此法律に依て處分す

第九條　文書圖畫の冊數を逐ひ順次に出版する者は其都度第三條の手續をなすべし但雜誌類に在ては內務大臣の許可を經て其手續を省略することを得

此法律に依り出版することを許可せられたる雜誌にして十二箇月間一回をも發行せざるときは許可の效を失ふものとす

第十條　一たび出版屆をなしたる文書圖畫の再版は出版屆を要せずと雖も若し改正增減し又は註解附錄繪圖等を加へたるときは仍ほ第三條に依るべし

第十一條　演說若くは講義を筆記して一部の書となすときは演說者若くは講義者を以て著作者となす但演說者若くは講義者の許諾を經ずして出版したる者に關しては其演說者若くは講義者は著作の責に任せず

他人の講義又は公然ならざる演說は其講義者又は演說者の許諾を經るに非ざれば其筆記を出版することを得ず但本項に違ふ者は版權條例に據り其責に任ぜしむ

第十二條　他人の著作若くは演說講義を編纂して一部の書となすときは編纂者を著作者と見做すべし

前條第一項の但書及第二項は本條に適用すべし

第十三條　翻譯は翻譯者を以て著作者と見做すべし但翻譯とは漢文を國文に延譯するものをも包含す

第十四條　學校會社協會に於て著作の名義を以て出版する文書圖畫は其出版屆をなす者を以て著作者と見做すべし

第十五條　[illegible]

略に拘らず之を出版すること
公にせざる官の文書は當該官
ざれば詳略に拘らず之を出版
第十六條　安寧秩序を妨害し又
むる文書圖畫を出版したると
發賣頒布を禁じ其刻版及印本
第十七條　外國に於て印刷した
秩序を妨害し又は風俗を壞亂
は內務大臣は其文書圖畫の內
じ其印本を差押ふることを得
第十八條　軍機軍略に關する文
可を受くるにあらざれば之を
第十九條　重罪輕罪の豫審に關
ざる以前に於て之を出版する
第二十條　第三條の屆出をなさ
したる者は二圓以上五十圓以
第二十一條　發行者自己の氏名
住所又は印刷の年月日又は發
る文書圖畫を發行したるとき
の罰金に處し其之を記載する
五圓以上百圓以下の罰金に處
第二十二條　印刷者自己の氏名
を其印刷する所の文書圖畫に
と雖も實を以てせざるものは
住所と印刷所と同じからざる
業上慣行の社名あるとき印刷
者亦前項に同じ
第二十三條　第六條第一項を犯
第二十四條　政體を變壞し國憲
を出版したるときは著作者を
禁錮又は二十圓以上三百圓以
圖畫にして其目的前項に同き
第二十五條　風俗を壞亂する文
きは著作者を一月以上六月以
上二百圓以下の罰金に處す
第二十六條　本法に依り出版を
を出版したるときは著作者
禁錮又は二十圓以上三百圓以
第十六條第十七條に依り發賣
書圖畫を發賣頒布したる者は
賣頒布せざる文書圖畫は之を
第二十七條　第二十四條第二十
の場合に於て發行者印刷者に
を證明し得ざる者は共犯を以
第二十八條　第二十四條第二十
に於て刻版及印本は撿察官に
ことを得差押ふる所の刻版印
無罪なれは本主に還付し有罪
第二十九條　前條の差押を爲す
り其差押ふへき部分と他の部
は之を分割することあるへし
第三十條　他人の講義演說を筆
人の著作を編纂したる文書圖
第二十五條を犯したる場合に
は著作者にして其出版を承諾
記者若くは編纂者と同しく其
第三十一條　[illegible]文書圖畫を出版し其
る場合に於て裁判所に於て其人
て專ら公益の爲にするものと
事實の證明を許すことを得若し
ときは誹毀の罪を免す損害賠
亦同し
第三十二條　此法律を犯したる者
再犯加重數罪俱發の例を用ゐる
第三十三條　此法律に關する公訴
罪と認められたる文書圖畫を最
時より起算す發賣頒布せざるも
る時より起算す
第三十四條　文書圖畫又は物象を
律第十五條第十六條第十八條第
第二十五條　此法律に觸るゝときは其
と看做し此法律に依り之を處分
第三十五條　此法律に依り出版
たる雜誌にして其許可せられた
載し因て此法律又は新聞條例中
は此法律又は新聞紙條例に依
第三十六條　文書圖畫を印刷す
布せずと雖其目的發賣頒布に在
依る

〇明治二十四年十月五日御歌會兼

暮秋雲

秋をいまはなれむとする浮雲にのるゝゆふひ[illegible]
秋の日ものありてくなき山のはに[illegible]
しくるへきけしきうみゆる大うらにたゝよふ[illegible]
ありあけの月たちかくすむらくもに秋のかき[illegible]
野分たつ夕のうらのうきくも[illegible]
山風にたゝよふうらのうきくも[illegible]
明日よりはしくれまもらん[illegible]
[illegible]
[illegible]